承認第3号

山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第179条第 1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により これを報告し、議会の承認を求める。

平成27年5月20日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年4月1日

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市条例第28号

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

山陽小野田市都市計画税条例(平成17年山陽小野田市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項 まで」に改める。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15 条第36項」に改める。

附則第3項の前の見出し及び同項、第4項から第7項までの規定並びに第8項(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山陽小野田市都市計画税条例の規定は、平成27 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市 計画税については、なお従前の例による。 改正後

改正前

(納税義務者等)

第2条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3 • 4 (略)

附則

1 (略)

(法<u>附則第15条第36項</u>の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定め る割合は、3分の2とする。

(宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度ま</u> での各年度分の都市計画税の特例)

3 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年 度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の (納税義務者等)

第2条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項<u>又は第28項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3 • 4 (略)

附則

1 (略)

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26年度ま</u>での各年度分の都市計画税の特例)

3 宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度まで</u>の各年 度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の 都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に 係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格

(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702 条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度 から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税 額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に 係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格

(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702 条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成24年度</u>から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における

- 都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27 <u>年度から平成29年度まで</u>の各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成 29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項 の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計 画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該 課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と なるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業

- 都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成 26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項 の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計 画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該 課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と なるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業

地等据置都市計画税額」という。)とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度</u> までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定に かかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下 「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u> の各年度分の都市計画税の特例)

8 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度 分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市 計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を 除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該 年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表 の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係 地等据置都市計画税額」という。)とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7を超えるものに係る<u>平成24年度から平成26年度</u> までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定に かかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下 「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する<u>平成24年度から平成26年度まで</u> の各年度分の都市計画税の特例)

8 農地に係る<u>平成24年度から平成26年度まで</u>の各年度 分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市 計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を 除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該 年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表 の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税 額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画 税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1. 025
0.8以上0.9未満のもの	1. 05
0. 7以上0. 8未満のもの	1. 075
0. 7未満のもの	1. 1

$9 \sim 1.1$ (略)

12 法附則第15条第1項、<u>第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第30項から第33項まで</u>」とあるのは「若しくは<u>第30項から第33項まで</u>又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

 $13 \sim 16$ (略)

る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税 額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画 税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1. 0 2 5
0.8以上0.9未満のもの	1. 0 5
0. 7以上0. 8未満のもの	1. 075
0. 7未満のもの	1. 1

$9 \sim 1.1$ (略)

12 法附則第15条第1項、<u>第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第28項</u>」とあるのは「若しくは<u>第28項</u>又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

 $13 \sim 16$ (略)